

京都市告示第 203号

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター第4条ただし書きの規定に基づき、次のとおり京都市子ども保健医療相談・事故防止センターを臨時に休所します。

平成17年5月11日

京都市長 梶本 頼兼

臨時休所する日 平成17年5月14日（土）

（保健福祉局保健衛生推進室地域医療課）